

令和6年第1回定例会
愛知県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和6年2月6日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
広域連合長あいさつ	3
議案第1号	4
議案第2号	4
議案第3号	6
議案第4号	7
議案第5号	9
議案第6号	9
広域連合長あいさつ	11
閉会の宣告	12

議事日程

令和6年2月6日（火曜日）午後1時30分開議
 ホテルメルパルク名古屋2階「平安」の間

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案第1号 令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 第6 議案第2号 令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第3号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第4号 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第5号 令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第10 議案第6号 令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

会議に付した事件
 議事日程のとおり

出席議員（31名）

加納 満	富田 潤	石原 資泰
片岡 健一郎	伊藤 嘉起	井上 文男
津田 敏樹	松原 たかし	加納 やすこ
鬼頭 勝治	石原 裕介	鷹羽 琴美
伊藤 清一郎	青木 信哉	杉山 朗
中野 智基	鈴木 英樹	藤江 徹
奥村 峰生	阿部 憲明	村松 英文
大須賀 林	小原 昌子	岡本 禎稔
おくむら 文悟	中村しゅうへい	藤沢 ちあき
豊田 かおる	木下 優	久野 美穂
北野よしはる	欠員（1名）	

欠席議員（2名）

本郷 照代 服部しんのすけ

説明のため出席した者

広域連合長	浅	井	由	崇
副広域連合長	横	江	淳	一
事務局長	三	島	正	樹
会計管理者兼出納室長	石	川		徹
総務課長	大	谷	智	枝
管理課長	福	岡	進	太
給付課長	山	本	敦	志
監査委員	船	戸		淳

職務のため出席した者

議会事務局長	榊	原	圭	介
議会事務局書記	松	井	大	悟

午後1時30分 開会

○議長（加納満） ただいまの出席議員数は、31人であります。議員定数34人中、半数以上の出席をいただいております、地方自治法第113条に規定されている定足数に達しておりますので、ただいまから、令和6年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

藤沢ちあき議員、豊田かおる議員にお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加納満） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

本郷照代議員、服部しんのすけ議員から、本日は欠席する旨の届出がありました。

また、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員から例月出納検査及び定例監査の結果について報告がありましたので、その写しを配付しております。

また、お手元に愛知県社会保障推進協議会及び全日本年金者組合愛知県本部より提出されました陳情書の写しを配付させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（浅井由崇） 議長、広域連合長。

○議長（加納満） 浅井広域連合長。

（浅井由崇広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（浅井由崇） みなさん、こんにちは。愛知県後期高齢者医療広域連合長を務めております、豊橋市長の浅井由崇でございます。

令和6年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、日頃より後期高齢者医療制度の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜っております、厚く御礼を申し上げます。

また、本日は大変御多用の中、定例会に御参集をいただき、誠にありがとうございます。

まず、先日発生をいたしました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。御存じのとおり、被災者の方々は大変な御苦勞をされており、早期の復旧が望まれるところでございます。当広域連合におきましても、本県に避難をされました被保険者の方々に対しましては、罹災状況に応じて、保険料の減免や一部負担金の免除を実施するものでございます。

さて、後期高齢者医療制度は、平成20年度の制度開始以降、我が国の社会に定着し、令和6年度で17年目を迎えることとなりました。

本県における制度の現状の一端を申し上げますと、被保険者数は、高齢化の進展により増加を続けており、本年1月末現在で108万人を超えるに至りました。団塊の世代の加入はまだ続きますので、被保険者数はさらに増加するものと見込んでおります。

また、医療費も被保険者数の増加の影響もあり、9月までの実績で比較しますと、対前年度比で約8%増加しており、一人当たり医療費の水準もコロナ禍前の令和元年度の水準を約4%上回る状況でございます。

本日の定例会では、こうした現状も踏まえ、保険料率の改定などを内容とする「後期高齢者医療に関する条例」の改正案につきまして御審議をお願いをいたしております。

今回の改定では、当広域連合の剰余金等に加えて、県の財政安定化基金も活用する予定であるなど、可能な限り保険料の増加抑制を図ったところではございますが、医療の高度化などに伴う医療費の増加や医療保険制度改革の影響による後期高齢者負担率の上昇などのため、保険料率を引き上げる内容となっております。

当広域連合といたしましては、適正な医療給付をはじめとして、引き続き各種事業の効果的・効率的な推進に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、このほかに、令和5年度補正予算案、職員の給与等に関する条例改正案及び令和6年度当初予算案を上程しております。

よろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加納満） 次に、日程第5、議案第1号「令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」と日程第6、議案第2号「令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の2件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（三島正樹） 議長、事務局長。

○議長（加納満） 事務局長。

○事務局長（三島正樹） 広域連合事務局長の三島でございます。本日の議案の説明は、私から説明をさせていただきます。

それでは、議案第1号及び議案第2号について、令和5年度補正予算として、一括で説明いたします。

お手元の議案書を2枚おめくりいただきまして、右側、1ページをごらんください。

議案第1号「令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」でございます。

この補正予算は、第1条第1項にありますように、歳入歳出それぞれ5億70万8,000円を

減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億1,057万1,000円とするものでございます。

また、第2項にありますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正として、1枚おめくりいただきました左側、2ページに記載のとおりでございます。

補正予算の内容は、別冊の議案参考資料で説明をいたします。議案参考資料の1ページからになりますが、もう1枚おめくりいただきました左側、2ページからの3、補正内容事項別説明をごらんください。

今回の一般会計の補正の理由は、大きく2点ございます。

1点目は、事業費の減額によるものであり、これにつきましては、ページ下の歳出の③一般管理事務費におきまして、公益社団法人国民健康保険中央会の標準システムの更改及びクラウド化が延期になったことに伴って機器の調達等が令和6年度となったため、所要額を減額するものでございます。

2点目は、令和4年度の決算確定に伴う補正です。

まず、ページ中ほどの②繰越金について、前年度繰越金の額を令和4年度決算の歳入歳出差引額とするため、その差額3,259万2,000円を増額し、ページ上の①事務費負担金について、繰越金の増額分と今回の歳出の補正として計上した5億70万8,000円を合わせた5億3,330万円、これを事務費負担金から減額し、市町村の負担を減らすものでございます。

議案第1号の説明は、以上です。

それでは、議案書にお戻りいただき、3ページをごらんください。

議案第2号「令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」でございます。

この補正予算は、第1条第1項にありますように、歳入歳出それぞれ451億1,600万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1兆127億6,904万5,000円とするものです。

また、第2項にありますように、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正として、1枚おめくりいただきました4ページから5ページにかけて記載のとおりでございます。

特別会計の補正予算の内容につきましては、議案参考資料で御説明いたしますので、議案参考資料の3ページをお開きください。

今回の特別会計の補正の理由は、大きく分けて4点でございます。

まず、補正の1点目は、保険給付費の不足による増額でございます。

1枚おめくりいただき、左側4ページの歳出の表の第1款保険給付費のうち、療養給付費、高額療養費について、いずれも令和5年度の実績を踏まえた所要見込額が予算額を上回ることが見込まれるため、それぞれ所要額を増額するものでございます。

2枚おめくりいただきまして、左側、8ページの中ほどの参考の表をごらんください。

表の右側の歳出にありますように、療養給付費及び高額療養費の計321億4,630万1,000円の増額に対し、その財源として、表の左側の歳入にありますように、市町村支出金、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金並びに前年度繰越金をそれぞれ増額するものです。

それでは、4ページの歳出の表にお戻りください。

補正の2点目は、歳出の第3款特別高額医療費共同事業拠出金の増額でございます。これは、1枚おめくりいただきまして、右側、7ページ中ほどの歳出⑩のとおり、国保中央

会が実施している特別高額医療費共同事業の財源として拠出すべき金額が不足するため、953万4,000円の増額補正を行うものでございます。

補正の3点目は、保険料の還付に伴う増額でございます。

7ページ下、歳出の⑫のとおり、保険料還付金2,779万9,000円は、令和5年度の実績を踏まえた減免に係る所要見込額が予算額を上回ることが見込まれるため増額するものでございます。

なお、4ページにお戻りをいただきますと、ただいま御説明いたしました第7款諸支出金、保険料還付金の財源には、特定財源として国県支出金202万8,000円が含まれております。

これは、保険料の減免のうち、右側5ページの下に歳入④調整交付金として補正の内訳をまとめた表がありますので、そちらをごらんください。

表中にございます保険料コロナ減免費用、こちらは令和4年度以前納付分に係るコロナ減免額となります202万8,000円については、調整交付金で措置されますので、歳入において所要額を増額しているものでございます。

補正の4点目は、令和4年度決算の確定に伴う補正です。

3ページにお戻りをいただき、歳入の表をごらんください。

表の下のほう、第9款繰越金について、前年度繰越金の額を令和4年度決算の歳入歳出差引額とするため、149億2,492万円を増額するものです。

また、4ページの歳出の表をごらんください。

表の下のほう、第8款予備費について、前年度繰越金の増額分から、今回の補正の財源に充てた金額を除いた129億3,237万1,000円を増額するものです。

議案第2号についての説明は以上でございます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（加納満） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、いずれも起立によって行います。

まず、議案第1号「令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加納満） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和5年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加納満） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関

する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（三島正樹） 議長、事務局長。

○議長（加納満） 事務局長。

○事務局長（三島正樹） それでは、議案第3号について、説明いたします。

議案書の7ページをごらんください。

議案第3号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

この一部改正は、提案理由に記載のとおり、令和5年8月の人事院勧告を踏まえた職員の給与改定等を行うために必要な条例の改正を行うものでございます。

1枚おめくりいただいた右側、9ページから18ページまでが一部改正の条例案でございます。

一部改正の内容につきましては、議案参考資料の9ページをごらんください。

ページの中ほど、2、改正の概要でございます。

まず、(1) 職員給与条例につきましては、ア、給料表の改定といたしまして、人事院勧告を踏まえて給料月額を引き上げるとともに、イ、期末手当及び勤勉手当の支給割合については、人事院勧告を踏まえて年間4.40月分から4.50月分へ0.10月分引き上げます。さらに、ウで、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員の光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新設いたします。

次に、(2) にありますように、会計年度任用職員につきましても、アで先ほど申し上げた職員の給料表の改定を踏まえて、基準報酬表における報酬月額の引上げを行い、また、1枚おめくりいただいて、10ページをごらんください。イとしまして、地方自治法の改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対する勤勉手当を新設し、支給をいたします。さらに、ウ、職員給与条例を準用し、期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げ、エで条例の題名改正を行うほか、(3) その他で改正に伴う条文等の整理を行います。

なお、今回の改正の施行日及び適用日につきましては、3に記載の表のとおりでございます。

また、次の11ページから23ページまでが、一部改正の新旧対照表でございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。

それでは、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（加納満） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加納満） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（三島正樹） 議長、事務局長。

○議長（加納満） 事務局長。

○事務局長（三島正樹） それでは、議案第4号について説明いたします。

議案書の19ページをごらんください。

議案第4号「愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

ページ中ほどの提案理由に記載のとおり、保険料率及び保険料の賦課限度額の改定等を行うものであり、1枚おめくりいただいた右側、21ページから次の22ページまでが一部改正の条例案でございます。

一部改正の内容につきましては、議案参考資料で説明いたします。恐れ入りますが、議案参考資料の25ページをごらんください。

今回の改正は、1の概要にございますように、保険料率等の改定は、2年間、令和6年度及び令和7年度の財政運営期間の開始に伴うもののほか、政令の一部改正に伴う賦課限度額の改正、その他全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う規定の整備を行うものです。

2の改正内容でございますが、(1)の保険料率の改定につきましては、所得割率を9.57%から11.13%に、被保険者均等割額を4万9,398円から5万3,438円にそれぞれ改定するものです。

(2)の保険料の賦課限度額の見直しについては、政令で定める上限額が66万円から80万円に引き上げられましたので、条例においても同様の改正をするものです。

(3)の被保険者均等割額の軽減基準の見直しにつきましては、軽減措置に用いる所得判定額を引き上げるものでございます。

また、1枚おめくりをいただきまして、26ページ、(4)保険料賦課総額における出産育児支援金等の追加や高齢者負担率の見直しに関する規定の改正を行い、3、施行日のとおり、令和6年4月1日から施行することとするものです。

なお、今回の改定における経過措置は、26ページ中ほど、4に記載のとおりであり、27ページに改正イメージ、28ページから30ページには新旧対照表、31ページ以降に令和6・7年度後期高齢者医療保険料の料率改定の参考資料について記載をしております。

このうち33ページをごらんください。

(参考3) 保険料率算定の基礎数値・算定結果でございます。

令和6・7年度につきましては、被保険者数が225万836人と令和4・5年度と比べ、伸び率は6.28%増加、医療給付費総額が2兆784億円と令和4・5年度に比べ13.32%増加、一人当たりの額も6.63%増加となったほか、その他の費用において、今回の制度改正に伴い新たに出産育児支援金が増加するとともに、4つ目の後期高齢者負担率も令和6・7年度は12.67%と8.11%上昇するなどしております。

これに対しまして、保険料の増加抑制のため、表の中ほどの剰余金等としまして、当広域連合の財政調整基金18億円を含む120億円の活用と、その下にございます財政安定化基金交付金21億円は、県議会の承認を得た上で活用を予定しております。

1枚お戻りいただきまして、31ページ、(参考1) 令和6・7年度後期高齢者医療保険料

の料率改定の概要についてをごらんください。

以上を踏まえて算定した料率等が、上段の枠内に示したものでございます。

一部の被保険者に対する激変緩和措置がございますが、均等割額の増減幅はプラス4,040円の増、所得割率はプラス1.56ポイントの増、賦課限度額はプラス14万円の引上げとなり、その下、参考の2行目にあります一人当たり年間保険料額は、低所得世帯等への保険料軽減前ベースでは12万1,443円、増減幅は前回比プラス1万4,057円、率にするとプラス13.09%、軽減後ベースでは10万3,381円、増減幅は前回比プラス1万2,264円、率にするとプラス13.46%という内容でございます。

以上が、料率改定及び議案第4号についての説明でございます。

よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（加納満） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加納満） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第5号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」と日程第10、議案第6号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

○事務局長（三島正樹） 議長、事務局長。

○議長（加納満） 事務局長。

○事務局長（三島正樹） それでは、議案第5号及び議案第6号について、令和6年度当初予算として、一括して説明をさせていただきます。

議案書の23ページをごらんください。

まず、議案第5号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」でございます。

令和6年度の一般会計予算につきましては、第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額は、それぞれ24億5,154万6,000円、また、第2条にありますように、一時借入金の最高額については、2,000万円と定め、第3条にありますように、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものでございます。

また、第1条第2項にありますように、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算として、1枚おめくりいただきました左側、24ページから右側25ページまでに記載のとおりでございます。

続きまして、議案書を1枚おめくりいただき、右側、27ページをお願いいたします。

議案第6号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございます。

令和6年度の特別会計予算につきましては、第1条第1項にありますように、歳入歳出予算の総額については、それぞれ1兆342億118万6,000円、第2条にありますように、一時借

入金の最高額については230億円と定め、第3条にありますように、歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものでございます。

また、第1条第2項にありますように、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表歳入歳出予算として、1枚おめくりいただきました左側、28ページから30ページまでに記載のとおりでございます。

それでは、予算の主な内容につきましては、別冊の議案参考資料で説明いたします。恐れ入りますが、議案参考資料の39ページをお願いいたします。

ページの中ほどにございます、第2、会計別予算額、ページの下の表をごらんください。

予算規模でございますが、令和5年度当初予算と比較しますと、一般会計については、前年度比97.94%で、約5,154万円の減、特別会計については、前年度比109.25%で、約875億4,800万円の増となっております。

1枚おめくりいただきました左側40ページからは一般会計について、さらに1枚おめくりいただきました右側の43ページからは特別会計について、予算の主な内容を款別に記載しておりますが、さらに3枚おめくりいただき、48ページをごらんください。

参考、令和6年度当初予算における主な増減事業等として、13件を取り上げましたので、この資料で主な内容を御説明いたします。

まず、1、一般管理費に伴う役務費（公金取扱手数料）、1億2,636万9,000円でございます。

これは、指定金融機関及び収納代理金融機関への1件ごとの公金取扱手数料でございます。これまで無料だった振込等の手数料が、令和6年10月から有料となることによるものです。

次に、2、庁内LANシステム更新関連、1,629万2,000円でございます。

これは、広域連合にて使用している庁内LANシステムの保守委託、機器の賃借料です。令和6年度に庁内LANシステム機器の更新による増額を見込んだものです。

次に、4、電算システム運用保守委託料、1億8,158万8,000円でございます。

これは、広域連合にて使用している標準システムの運用保守の委託料ですが、機器更改に伴って現行端末・サーバ等の再リースを行う必要があり、その際のソフトウェア基本保守費やデータセンター使用料の増額を見込んだものです。

次に、5、電算システム維持管理費、5億6,330万9,000円でございます。

これは、令和5年度に完了する予定でした標準システムの機器更改及びサーバのクラウド化に伴う事業が、国により一部令和6年度に延期されたものです。

次に、10、歯科健康診査補助事業、7,456万円でございます。

これは、市町村が実施する歯科健康診査事業に対して補助金を交付するものであり、令和5年度から補助率を3分の2に引き上げましたが、さらに令和6年度から一定の条件を満たした場合に補助率を3分の3に拡大するものです。なお、補助率の引上げ分に係る財源は、インセンティブ交付金を充当いたします。

次に、50ページ、11、出産育児支援金、7億1,164万2,000円でございます。

これは、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に要する費用の一部を支援する仕組み（出産育児支援金）が令和6年4月

より導入予定であるため、本広域連合における影響額を見込んだものです。

次に、12、健康診査事業、43億3,071万9,000円でございます。

これは、被保険者の健康診査事業を市町村に委託して実施するものであり、被保険者数及び受診率の増加による増額を見込んだものです。

次に、13、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施、8億366万円でございます。

これは、後期高齢者に対する保健事業について、市町村の実施する国民健康保険保健事業や介護保険制度の地域支援事業の取組との一体的な実施を市町村に委託するものです。令和6年度までに全市町村での実施を目指すこととされており、愛知県においては令和6年度、全ての市町村で実施となる予定です。

令和6年度の主な増減事業等に関する説明は以上です。

このほか、資料といたしましては、別冊の予算に関する説明書の15ページ以降に一般会計の歳入歳出予算事項別明細書及び給与費明細書を、それから、29ページ以降に特別会計の歳入歳出予算事項別明細書を示しております。

以上が、議案第5号及び議案第6号についての説明です。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（加納満） 本件については、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

この採決は、いずれも起立によって行います。

まず、議案第5号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加納満） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和6年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（加納満） 御着席ください。

全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。

広域連合長から、あいさつしたい旨の申出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（浅井由崇） 議長、広域連合長。

○議長（加納満） 広域連合長。

（浅井由崇広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（浅井由崇） 広域連合議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の定例会に提出いたしました議案につきましては、全て御議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

広域連合といたしましては、今後とも市町村をはじめとする関係機関と連携を図りながら、後期高齢者医療制度の円滑な運営にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、今後とも、格別の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（加納満） これをもちまして、令和6年第1回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後2時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 加 納 満

署名議員 藤沢ちあき

署名議員 豊田かおる